

電気機械器具品質表示規程の一部を改正する告示案 新旧対照条文

○電気機械器具品質表示規程（平成九年十二月一日 通商産業省告示第六百七十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第二（第二条関係）</p> <p>一〇十四（略）</p> <p>十五 卓上スタンド用けい光灯器具</p> <p>（一）・（二）（略）</p> <p>（三） 全光束の表示に際しては、日本工業規格C七六〇一（<u>蛍光ランプ（一般照明用）</u>）の<u>光学的特性に規定する試験方法</u>で測定した数値に、次に定める方法により算出した安定器光出力係数及び温度補正係数を乗じた値をルーメン単位で表示すること。</p> <p>イ 安定器光出力係数は、日本工業規格C八一一八（<u>蛍光灯安定器—性能要求事項</u>）のランプ電力及び電流試験又は日本工業規格C八一一七（<u>蛍光灯電子安定器</u>）のランプ電流及び光出力試験の規定により、周囲温度が摂氏二</p>	<p>別表第二（第二条関係）</p> <p>一〇十四（略）</p> <p>十五 卓上スタンド用けい光灯器具</p> <p>（一）・（二）（略）</p> <p>（三） 全光束の表示に際しては、日本工業規格C七六〇一（<u>蛍光ランプ（一般照明用）</u>）の<u>初特性試験に規定する方法</u>で測定した数値に、次に定める方法により算出した安定器光出力係数及び温度補正係数を乗じた値をルーメン単位で表示すること。</p> <p>イ 安定器光出力係数は、日本工業規格C八一一〇八（<u>蛍光灯安定器</u>）のランプ電流及びランプ電力試験又は日本工業規格C八一一七（<u>蛍光灯電子安定器</u>）のランプ電流及び光出力試験の規定により、周囲温度が摂氏二十五度</p>

十五度プラス・マイナス二度の状態^ロで測定した実用安定器の光出力値を試験用安定器の光出力値で除した値とする。

ロ (略)

備考

管壁温度は、周囲温度が摂氏二十五度プラス・マイナス二度の状態^ロで、日本工業規格C八一一二(蛍光灯卓上スタンド(勉強、読書用))に規定する正常姿勢^ロで、卓上スタンド用蛍光灯器具に日本工業規格C八一一八(蛍光灯安定器―性能要求事項)の附属書D試験用ランプ又は日本工業規格C八一一七(蛍光灯電子安定器)の附属書B試験用ランプに規定する該当ランプを装着し、定格周波数の定格電圧を加えて点灯させ、ランプの管壁温度が安定するまで継続したのち、ランプの管壁の最冷点の温度を測定した温度とする。

(四) (八) (略)

十六・十七 (略)

ラス・マイナス二度の状態^ロで測定した実用安定器の光出力値を試験用安定器の光出力値で除した値とする。

ロ (略)

備考

管壁温度は、周囲温度が摂氏二十五度プラス・マイナス二度の状態^ロで、日本工業規格C八一一二(蛍光灯卓上スタンド(勉強、読書用))に規定する正常姿勢^ロで、卓上スタンド用蛍光灯器具に日本工業規格C八一一八(蛍光灯安定器)の附属書二試験用ランプに規定する該当ランプを装着し、定格周波数の定格電圧を加えて点灯させ、ランプの管壁温度が安定するまで継続したのち、ランプの管壁の最冷点の温度を測定した温度とする。

(四) (八) (略)

十六・十七 (略)